

岐阜市ひきこもり支援連携会議設置要領

令和6年 2月16日決裁

改正 令和6年11月22日決裁

(設置)

第1条 ひきこもりの状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の心情を理解し、様々な背景や事情に応じた多様なひきこもりの支援策を協議するため情報交換を行い、関係者間の連携を深めるため、岐阜市ひきこもり支援連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ひきこもりの支援に関し、相互かつ適宜に、情報共有を図ることのできるネットワークづくりに関すること。
- (2) 当事者等の状況に応じたひきこもりの支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ひきこもりの支援に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、委員15人以内で組織する。

2 連携会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 当事者等
- (3) 市内でひきこもりの支援を行う団体に所属する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 連携会議に、ひきこもりの支援に関し広く助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 連携会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、連携会議の会務を総理し、連携会議を代表する。

3 連携会議に副会長2名を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連携会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

3 会議は、岐阜市附属機関のWebサービスの利用に関する要領（令和3年3月29日決裁）の例により、Web会議サービスを利用して行うことができる。

（分科会）

第7条 連携会議に、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会は、連携会議が定める事項について検討する。

3 分科会は、連携会議が指名する委員をもって組織する。

4 前条及び第9条の規定は、分科会について準用する。

（分科会長）

第8条 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により定める。

2 分科会長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。

3 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第9条 会議は、公開するものとする。ただし、連携会議において必要と認めるときは、会議の決定を経て非公開とすることができる。

（庶務）

第10条 連携会議の庶務は、福祉部福祉政策課ひきこもり相談室において処理する。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月22日から施行する。